

**軽自動車税が
減免されます**

申請期限
5/25月

問 市 税務課（近江庁舎）
☎ 52-1556 ㊟ 52-8730

※減免を受けられるのは1人1台です。
※普通自動車の減免を受けている場合は対象外です。

対象者

◆身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、一定の要件に該当する人

対象となる軽自動車

◆障がい者本人が所有する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車
◆18歳未満の障がい者の通学、通勤または生業のために利用する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車

申請に必要なもの

①身体障害者手帳（戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）②印鑑 ③運転免許証 ④車検証⑤軽自動車税減免申請書

※申請者が手帳保有者以外の場合
生計同一証明書、軽自動車の減免申請についての確認書

障がいをお持ちのみなさんへ

自動車燃料費・福祉タクシー運賃を助成します

問 市 社会福祉課（山東庁舎）
☎ 55-8102 ㊟ 55-8130

市では、身体・知的・精神障がい者（児）の社会参加を支援するため、自動車燃料費、タクシー運賃、リフト付きタクシー運賃の助成を行っています。

対象者

①自動車燃料費助成

自動車税（軽自動車税）の減免を受け、身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A1・A2または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人

②福祉タクシー運賃助成

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、または精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの人

③リフト付きタクシー運賃助成

全身性障がいをお持ちで、リフト付きタクシーの利用でなければ移動が困難な人

助成内容

該当の区分に応じ、1か月あたり2～8枚の助成券（①・②は500円、③は2,000円）を交付します
※助成券の交付はいずれか1種類 ※再発行はしません

手続き方法

上記いずれかの手帳を各庁舎窓口または社会福祉課へお持ちください。自動車燃料費助成を申請する場合、運転免許証と平成26年度の自動車税（軽自動車税）の減免を受けていることがわかる書類が必要です。

平成27年度 税・料金等の納期限について

今年度の税や料金などの納期限は下記のとおりです。
納付計画の参考にしてください。

納期限		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限		4/30	6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	1/4	2/1	2/29	3/31
税	市県民税（普通徴収）			第1期		第2期		第3期			第4期		
	固定資産税		第1期		第2期		第3期			第4期			
	軽自動車税		全期										
	国民健康保険税（普通徴収）			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
料	後期高齢者医療保険料（普通徴収）				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
	1号保育料	4月分	5月分	6月分	7月分		9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
	2・3号保育料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
	介護保険料（普通徴収）			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
上下水道	水道料金（上水・簡水）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	下水道使用料（公共・農村）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	下水道事業受益者負担金				○		○		○				○

～納付は便利な口座振替で～

指定の金融機関や市の窓口で手続きできます。
口座番号のわかるものと口座の届出印をご用意ください。

～コンビニ納付もご利用ください～

コンビニは24時間、土日祝日も納付できます。
（後期高齢者医療保険料、下水道事業受益者負担金は除きます）

お問い合わせ 市 収納対策課（近江庁舎） ☎ 52-3189 ㊟ 52-6930

平成27年度

米原市手話講座【基礎編】

受講生募集

聴覚障がいについての理解を深め、コミュニケーションの手段である手話のレベルアップを目指す講座です。

●開催日時

5月12日(火)～平成28年2月9日(火)の
毎週火曜日 19時～21時
*8月と9月に休講日があります。

●会場

市役所 米原庁舎 会議室2A

●対象者

全講座を履修できる見込みのある人で
次の①～③いずれかに該当する人
(申し込み後、簡単な面接があります)

- ① 平成26年度米原市手話講座【入門編】の受講者
- ② 手話学習者で、入門課程修了と同等レベルの人で
次の条件をすべて満たす人
・市内在住・在勤の18歳以上の人
・手話で挨拶、自己紹介程度の会話ができる人
- ③ その他、市長が認める人

手話での自己紹介や簡単な
会話ができる人、ぜひ一緒
に学びましょう

●定員 20人

●内容

全23講座+3回の実地学習
+3回のフォローアップ
*実地学習は行事に参加します。
(交通費・参加費等別途必要)

●受講料

無料 (対応テキストをお持ちでない人は、3,240円自己負担)

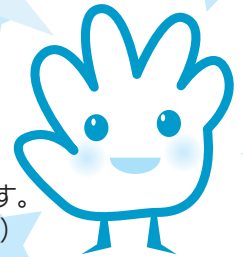
●募集期間

4月1日(水)～30日(木)

●申込方法

申込書を郵送またはファクスにて社会福祉課へ。
申込用紙は社会福祉課にあります。

初心者向けの手話講座【入門編】も
6月26日(金)から開催予定です。



申・問 〒521-0292 米原市長岡1206
市 社会福祉課 (山東庁舎) ☎ 55-8102 ☒ 55-8130

保護者のみなさんへ 就学援助制度のお知らせ

市では、就学に必要な学用品費、通学用品費、給食費などを援助する就学援助制度を実施しています。

支給対象者▼

市内の小・中学校に通学する
児童生徒の保護者で、経済的
理由など一定基準を満たす人

申請方法▼

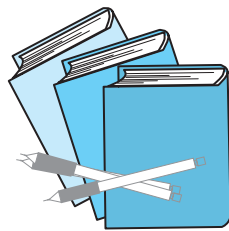
必要事項を記入した申請書を

5月8日(金)までに各学校へ提出

申請書設置場所▼

各庁舎自治振興課、教育総務課 (山東庁舎)、市内各小中
学校 (市公式ウェブサイトからもダウンロードできます)

問 市教委 教育総務課 (山東庁舎)
☎ 55-8107 ☒ 55-4040



伊吹山お花畑植物ガイド を寄贈いただきました

伊吹山の環境保全活動など
に取り組まれている「伊吹山
ネイチャーネットワーク」か
ら、市内小学校6年生を対象に
「伊吹山お花畑植物ガイド」
415セットを寄贈いただきま
した。

これは、伊吹山の素晴らしさを多くの人、特に子どもたちに知ってもらうことで、自然愛護や環境保全の意識の高まりにつながってほしいという伊吹山ネイチャーネットワークの強い思いから寄贈されたものです。

この寄贈に対し、
3月13日に市役所山
東庁舎で、山本教育
長から代表の池野忠
勝さんに感謝状が贈
呈されました。



5/29 (金)
事前申込締切

住宅リフォーム 経費を補助します

補助金額

工事経費の10パーセント
【上限20万円】

問 市 商工観光課 (伊吹庁舎)
☎ 58-2227
FAX 58-1197

対象工事

市内の施工業者を利用し、次の要件をすべて満たしている工事
①工事経費が20万円以上(税込み)
②平成27年度中に着工し、完了できるもの
③住宅の居住部分修繕、補修、模様替えなどのための工事
※住宅のリフォームを伴わない設備機器、備品購入・設置および宅外工事は対象外
※交付決定後に行う工事が対象

対象者

市内に自ら所有している住宅に居住している人で、次の要件をすべて満たしている人
①市内に1年以上居住している人
②市税等に滞納のない人
③今回のリフォーム工事で国・県または市の他制度補助を受けている人は、その補助対象工事部分を除く。
※補助を受けられるのは、同一住宅と同一人につき1回限り

国民年金保険料

問 日本年金機構 彦根年金事務所 ☎ 23-1114 問 23-9033

一月額保険料・学生納付特例

●平成27年度の国民年金保険料は月額15,590円

・毎月保険料を口座振替の早割制度(当月末引き落とし)で納付→割引額50円(年間600円)

※最初の引き落としは前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2か月分となり、その後は当月分(50円割引)の1か月分となります。

・平成27年4月分から28年3月分までを納付書でまとめて前納

→割引額3,840円

納期限は4月30日(木)



●国民年金保険料学生納付特例の申請

◆対象

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の人または失業等のある人

※各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)

◆所得の目安

118万円+【(扶養親族の数)×38万円】で計算した額以外である場合

学生納付特例制度

学生が申請することで保険料の納付が猶予される制度。制度の利用で、将来の年金受給権の確保や、万一の事故で障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できる。

◆申請できる期間

・過去期間・・・申請書が受理された月から2年1か月前(すでに保険料が納付の月を除く)まで

・将来期間・・・年度末まで申請できます。

※申請書は各年度別に提出してください。

◆申請窓口

年金事務所(郵送提出可)、保険課(近江庁舎)、各庁舎自治振興課、各行政サービスセンター

◆添付書類

年金手帳のコピー(氏名記載ページ)、学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)または在学期間がわかる在学証明書(原本)



環境保全課からののお知らせ

問 市 環境保全課（伊吹庁舎）
☎ 58-2230 FAX 58-1630

毎月第4日曜日に 家庭ごみの持ち込みができます

●平成27年度上半期の受入日程

4月26日(日)	7月26日(日)
5月24日(日)	8月23日(日)
6月28日(日)	9月27日(日)

●受付時間

8時30分～12時/13時～16時30分

●料金

10kgまでごとに40円

* 指定ごみ袋で持ち込む場合は無料

●ごみの種類と受入先

ごみの種類	受入場所
可燃ごみ・資源ごみ・可燃性粗大ごみ 古紙、空き缶、ペットボトル は持込不可	クリスタルプラザ ☎62-7141 (長浜市八幡中山町200)
不燃ごみ・粗大ごみ エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣 類乾燥機)、パソコン、可燃性粗大ごみは持込不可	クリーンプラント ☎74-3377 (長浜市大依町1337)

●注意事項

クリーンプラントへ持ち込みの際には、**指定道路を通り、大依町内では制限速度20km以下を厳守した安全走行**をお願いします。

「紙おむつ類専用ごみ指定袋」 無料交付の申請受付中！

乳幼児がいる家庭や、介護などで常時紙おむつ類を使用する家庭を対象に、「紙おむつ類専用ごみ指定袋」を交付します。申請に基づいて無料で交付しますので、必要な人は手続きを行ってください。

●交付対象者

市内在住で、在宅で常時紙おむつ類を必要とする次の人。* 里帰り出産の人は対象外です。

- ①3歳以下の乳幼児
(平成24年4月1日以降に生まれた人)
- ②介護が必要な人

●交付枚数

対象者1人あたり年度間(4月～翌3月)50枚が上限

●紙おむつ類専用ごみ指定袋で排出できるもの

- ①紙おむつ ②尿とりパッド
- ③処理に使用した少量のティッシュ類

●申請方法

指定の申請書に必要事項を記入し、受付窓口へ提出してください。

- * 本人または家族、交付対象者から委任を受けた人が申請できます。
- * 受付窓口は、市役所各庁舎自治振興課、各行政サービスセンター、環境保全課です。

湖国バス 4月1日から 梓河内線のダイヤを変更します！

利用者みなさんの利便性を確保するため、朝のダイヤを次のとおり変更します。

梓河内	長沢 (柏原)	柏原 小学校前	柏原	小野 清水町	須川	石丸	東大野木	西大野木	村木	近江長岡駅
8:06	8:08	8:10	8:11	8:12	8:14	8:15	8:16	8:17	8:19	8:25

* 8時32分発の近江長岡線 長浜駅行に乗り継ぎが可能となります。ぜひご利用下さい。

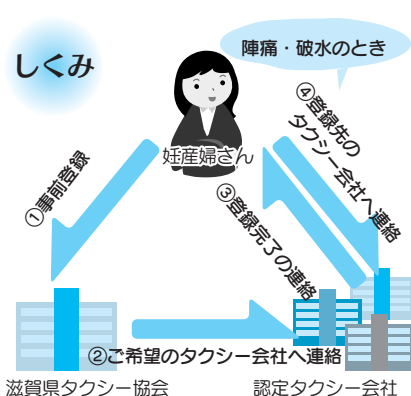
また、湖国バス曲谷線、梓河内線のバス路線は、近江長岡駅から村木までの運賃が不均一であるため、4月1日から均一料金の180円にします。

問 湖国バス(株) ☎ 62-3201

妊産婦さんへ 「ゆりかごタクシー」をご利用ください

「ゆりかごタクシー」は陣痛・破水が始まった妊産婦さんを安全に産院へ輸送するシステムで、通常のタクシー運賃でご利用いただけます。

タクシー会社には、専門研修を受けた配車オペレーターとドライバーが在籍しています。安心してご利用ください。



- * 事前登録が必要です。
URL <http://shigataxi-kyokai.com>
- * マタニティセットまたは、これに準じた用品を準備して乗車ください。

問 一般社団法人 滋賀県タクシー協会 ☎ 077-585-8261